

「やまがた教育『C』改革の在り方について」最終報告書

— やまがた教育の新生 —

平成20年11月

やまがた教育コミュニケーション改革推進会議

「やまがた教育『C』改革の在り方について」の提言にあたって

－県民による教育運動としての「C」改革の実現に向けて－

本県では、第5次山形県教育振興計画（以下、「5教振」）のもと、「知徳体が調和し、『いのち』輝く人間の育成」をめざし、「いのち」、「まなび」、「かかわり」を柱に様々な取組みを行ってきました。全国に先駆けた少人数学級の導入など、学習・生活の両面でその成果も上がってきています。しかしながら、その一方で、少子化や核家族化の進行、地域コミュニティの衰退など、子どもが良好な人間関係を構築することが難しい状況が全国的に進行しています。本県でも、そうした社会状況からの影響を免れることは難しく、学校や家庭、地域社会において様々な問題が生じてきています。そうした状況を乗り越えるために、「コミュニケーション」を核として、学校、家庭、地域の教育活動全般を見直し、心が通い合う教育を実践しようとするもの、それが「やまがた教育『C』改革」（以下、「『C』改革」）です。

「C」改革は、石坂公成教育委員長からの「教育におけるコミュニケーションの重要性」という提言から出発しました。平成19年度には、「初等教育コミュニケーション調査研究会」が設置され、県内全ての小学校の教職員と保護者を対象にしたアンケート調査を参考に、脳科学、認知心理学的見地からの理論構築を行いながら、本県がめざす「C」改革の考え方と具体的な方向性（経営の改革、授業の改革、連携の改革）の提案を行いました。

それらの議論は、平成20年度、「やまがた教育『C』改革推進会議」に引き継がれることとなります。そこでは、議論の範囲を「初等教育」から、「幼児教育」、「高校教育」まで拡大し、研究会のメンバーに「学校」、「家庭」、「地域」の代表の方にも加わっていただきました。そして、学校における取組みのあり方、「5教振・いのちの教育」との関連、県民運動としての学校、家庭、地域の関わりと取組みのあり方などについて熱心かつ丁寧にご議論いただきました。

本提言では、「C」改革を、コミュニケーションを核として、心が通い合う教育を実践するものと捉え、本県の教育の基底をなすものと位置づけています。「5教振」の一層の推進を図りながら、山形という地域に根差した、県民誰もが誇りに思える教育を実現していこうとする県民による教育運動の推進という捉え方です。そして、その具体化のために、①子どもの発達段階に応じた取組みの推進、②「体験」や「対話」を重視した

取組みの推進、③学校、家庭、地域の連携の推進という3つの視点を設定しました。

本提言を受け、今後、県教育委員会は、県民による教育運動としての展開に向けた指針を県民に示していくこととなります。また、同時に、県教育委員会・市町村教育委員会、各学校そして家庭、地域が一体となりながら、実践と検証を積み上げ、「教育県やまがた」の教育理論の構築を行い、全国に発信していくこととなります。

その具体化のためには、第一には、県民運動という観点から、「C」改革の理念や内容、取組みをわかりやすく県民に発信していくことが大切です。また第二に、教育理論の構築をめざす教育運動という観点から、子どもたち、教師、保護者など、教育現場からのフィードバックを常に行い、教育実践の中でその課題と成果を検証し続けていくことが求められます。さらに、2つの運動を息の長い取り組みとして持続していける体制づくりが重要となります。それらを通して、この改革でねらう「心が通い合う教育」の取組みが、学校関係者のみならず県民の誇りと自信となることを期待しております。

平成20年11月

やまがた教育コミュニケーション改革推進会議

委員長 片桐隆嗣

「やまがた教育『C』改革の在り方について」最終報告目次
— やまがた教育の新生 —

1 本県教育の現状と課題	1
(1) 現 状	
(2) 課 題	
2 「C」改革のめざすもの	3
(1) 「C」改革とは	
(2) 「C」改革の視点	
(3) 発達段階ごとのめざす子ども像	
(4) 学校、家庭、地域の役割	
3 「C」改革の実践	7
(1) 実践の基本方針	
(2) 経営の改革	
(3) 授業の改革	
(4) 連携の改革	
4 「C」改革を推進するための仕組みづくり	12
(1) 「やまがた教育『C』改革行動指針」(仮称)の策定	
(2) 「C」改革の視点からの教育施策の充実	
(3) 教師の「ゆとり創造」のための施策の充実	
5 推進体制の整備	13
6 今後の展開	13
資料1 やまがた教育「C」改革の在り方について(概要図)	14
資料2 やまがた教育コミュニケーション改革推進会議設置要綱	15
資料3 やまがた教育コミュニケーション改革推進会議における検討状況	17

「やまがた教育『C』改革の在り方について」最終報告

— やまがた教育の新生 —

1 本県教育の現状と課題

(1) 現 状

- 全国的に、少子化や核家族化の進行、地域コミュニティの衰退、情報化社会の進展など「教育」を取り巻く環境が大きく変化している。

【家庭】

- ・ 一人っ子の増加、兄弟が少ない、核家族化の進行等と親の子育て意識の変化により家庭の教育力が低下している
- ・ 親離れや子離れができないことにより、子どもの自立が遅れている
- ・ 外遊びの減少、実体験の不足、TVゲーム等により仮想と実体験の混同が生じている
- ・ 子どもの生活の乱れ、欠食・偏食・孤食の増加がみられる

【地域】

- ・ 都市化や過疎化の進行、価値観や就労形態の多様化等により地域社会における連帯感や人間関係の希薄化が進んでいる
 - ・ 地域の中で子どもが安全かつ安心して生活できる地域の見守り機能が低下している
 - ・ 世代や学年が異なるなど地域の様々な人と子どもが交流する機会が減少している
 - ・ 子どもが身近な地域の文化や歴史、自然に触れ、学んだり、体験したり、外遊びする機会が減少している
- こうした中、子どもの「学ぶ意欲の低下」や、「いじめ」、「非行」などの問題行動、そして「不登校」、「ひきこもり」、「ニート」、「早期離職」といった社会現象が生じており、特に、「集団生活になじめない小学校低学年児童の増加」や「中学校1年生、高校1年生の不登校など不適應傾向が見られる生徒の増加」といった問題が顕在化している。
 - こうした問題には至っていないが、次のような子どもの気になる行動が見られる。
 - ・ 話　　す　　： 自分の思いや考えをわかりやすく伝えられない
 - ・ 聞　　く　　： 人の話をじっと聞いてもらえない
 - ・ 受け入れる　　： 異なる意見を受け止める寛容さがない

- ・ がまんする : 物事に対してがまんできずにキレル
- ・ 思いやる : 人を傷つけることばを平気でかける
- ・ 思考する : 考えることに興味を持たない
- ・ 対話する : 討論など公的な場での話し合いができない
- ・ 関わり合う : 喧嘩などのトラブルを解決できない

○ 本県では、これまで、「知徳体が調和し、『いのち』輝く人間の育成」をめざし、全国に先駆けた「少人数教育」の導入など「第5次山形県教育振興計画」（以下、「5教振」）に基づき、「いのち」、「まなび」、「かかわり」のそれぞれの取組みを推進してきたことにより、自学自習の意欲と学力の向上、非行等の生徒指導上の問題が少ない落ち着いた学校生活等、一定の成果が上がっている。しかしながら、全国で顕在化している問題や「子どもの気になる行動」は、県内の学校でも見られ、本県も同様の傾向にある。

(2) 課 題

○ このような、子どもたちが抱える問題は、子どもたちが「良好な人間関係を構築すること」が困難になっていることに大きく起因しており、また、現代社会のありよう、諸状況が子どもに大きな影響を与えていることから、学校、家庭、地域が一体となって、子どもたちがやり直しできる機会を与えながら、この解消を図ることが重要である。

○ 子どもたちが、生活の様々な場面で、異なる価値観を有する他者とも意思を疎通させ、相互理解のもと、心を通わすことができる良好な人間関係を構築するためには、「人それぞれの違いを認め、対応できる力」（違いを受容する力）や「自分の思いや考えを表現できる力」（自己を表現する力）など「コミュニケーション力」（注1）を身に付けさせることが重要である。

（注1）「コミュニケーション力」：「聴く・話す・読む・書く」に加え、「表現力（態度、表情）、思考力、想像力、判断力」のほか、意識の持ちようなどをも含めた「コミュニケーション」（注2）を可能とする「人間関係形成力」

（注2）「コミュニケーション」：人と人がお互いの意思・感情・情報・知識・経験などを伝え合い、それらを共有することでお互いを理解し合うこと、「心を通い合わせる」こと

○ コミュニケーションにあたっては、聞く、話すといった「言語」による表現に加え、顔の表情、身体の動きといった「非言語」による表現もあり、「非言語」により表現されたものを感じ取り、理解しながら心を通わせる力も合わせて高めていくことが必要である。

- 子どもたちのコミュニケーション力は、教師や級友のみならずお年寄りなど違う世代、文化の異なる様々な人・集団との触れ合い・交流、動植物など自然や芸術など社会の中の本物との実体験を通して、自らの実感・納得や感動を経験することなどにより高まっていく。
- こういった教育にあたっては、学校、家庭、地域がそれぞれの担うべき役割を再認識し、実践するとともに三者が連携し、取り組むことが基本である。しかしながら、従来、家庭や地域が担ってきた教育的機能が低下しているという現状を踏まえ、学校が発信源となって、家庭や地域と協働し、県民総がかりの取り組みとしていくことが重要である。
- また、学校は、教育の現場として、「教師の多忙化」といった課題を有しており、併せ、解消することが不可欠である。
 - ・ 子どもとじっくり向き合うことができない
 - ・ 教師間のコミュニケーション不足が指摘されている
 - ・ 健康面や生活面など指導に必要な子どもの情報について、家庭と学校間、校種間（幼・小間、小・中間）において、伝達不足が生じている
 - ・ 頻発する子どもの問題行動に対して迅速、適切な教育、指導が困難になっている

2 「C」改革のめざすもの

(1) 「C」改革とは

- 子ども、学校、家庭そして地域社会の現状を踏まえ、あらためて教師、保護者そして地域の人々がコミュニケーションの重要性を再認識し、この観点を大切にした教育を行うことにより、「5教振」の一層の推進を図りながら、山形という地域に根ざした、県民誰もが誇りに思える教育を実現し「夢未来“やまがた”」を担う子どもたちを育てていく必要がある。
- そうした中で「C」改革は、子どもたちの人間力（注3）を育成するため、「コミュニケーション」を核として、学校、家庭、地域における教育活動全般を見直し、心が通い合う教育を実践するものである。

（注3）人間力の育成：「知的能力」、「社会・対人関係力」、「自己制御」の3要素を総合的にバランスよく高めること（平成15年4月 内閣府人間力戦略研究会報告書）

(2) 「C」改革の視点

- 次の三つの視点により取組みを進める。
 - ① 子どもの発達段階に応じたきめの細かい取組み
 - ② 「体験」や「対話」を重視した取組み
 - ③ めざす子ども像を県民が共有し、その実現に向け、学校（幼稚園・保育所^(注4)、小学校、中学校、高等学校）、家庭、地域がそれぞれの役割を踏まえ、連携し、補完し合う取組み
- (注4) 「保育所」は児童福祉法に基づく施設であり、学校基本法による「学校」とは異なるが、本文上、「学校」に含まれるものとして記載

(3) 発達段階ごとのめざす子ども像

- 「C」改革のめざす、高校卒業時の子ども像を「社会に貢献するという強い意志を持って、自分の進路を選択し、独り立ちできる子ども」とする。
- この子ども像の実現に向け、コミュニケーション力育成の観点から、それぞれの発達段階に応じた目標として子ども像を設定するとともに、学校、家庭、地域が各段階の目標を共有し、児童・生徒一人一人を幼児期から社会に送り出す高校生期まで、地域社会全体で継続的に見守り支えていく教育を推進する必要がある。
- 子どもが生まれ、成長し、高校を卒業するまでの期間は、ほぼ20年と非常に長いものであることから、教育にあたっては、長期的視点に立ちながら、幼児期それに続く小学校低学年生期は「人間形成としての土台づくり期」、小学校中学年生から中学1年生期は「いろいろな知識の吸収期」そして中学2年生から高校生期は「応用力の養成期」という時期にあたることを踏まえ、一步一步着実に、さらに、連続性をもって進める必要がある。特に、幼児期は、教育のスタート時期であり、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期であることを踏まえて教育を推進する必要がある。
- 発達段階は、義務教育の小学校6年間、中学校3年間という学校制度を踏まえ、さらに、脳科学的見地、身体・心の成長等子どもの発達の特性に応じ「幼児期前半（3年間）＋幼児期後半（3年間）＋小1年生～4年生期（4年間）＋小5年生～中1年生期（3年間）＋中2・3年生期（2年間）＋高校生期（3年間）」の6段階とし、それぞれのめざす子ども像を設定する。

《発達段階とめざす子ども像》

発達段階	発達特性	教育課題	コミュニケーション力の育成の観点からのめざす子ども像
幼児期前半 (0歳～3歳頃)	自律性の高まり 自発性の高まり	基本的信頼感の確立 生活習慣の基礎の確立	人間関係の土台となる基本的信頼感を確立し、自己の欲求をしぐさや表情、言葉で伝えることができる子ども
幼児期後半 (3歳頃～6歳頃)	積極性の高まり 目的性の高まり	基本的信頼感の確立 生活習慣の基礎の確立	他者との葛藤の中で、我慢したり、折り合いをつけながら仲直りし、友だちと楽しく遊び、楽しく話すなど、人といっしょに楽しむことができる子ども
小1～ 4年生期	知的好奇心の高まり	規範意識の醸成 善悪の判断力の育成	他者の違いを認識し、その特徴を尊重し、自分の思いや疑問を素直に表現できる子ども
小5～ 中1年生期	勤勉性の高まり 自尊感情の高まり	規範意識の醸成 仲間意識の醸成	他者との違いを前提に、立場や目的を自覚しながら対応できる子ども
中2・3年生期	自立性の高まり 社会性の高まり	公民意識の醸成	自分の価値観や生き方を模索しながらも、他者のよさを受けとめ、建設的な対応ができる子ども
高校生期	自分らしさの確立	社会的自立心の醸成	自分の価値観を持ちながら、将来の在り方生き方を自覚し、他者のよさを受けとめ、建設的な対応ができる子ども

- 各発達段階のコミュニケーション力の育成の観点からめざす子ども像及びその段階における発達特性と教育課題は、上記の表のとおりである。
- この表は、発達特性などを6段階の大きなくくりとして示したものであり、子どもの成長度合いには、環境などの条件の相違により、それぞれ個人差があることに十分留意しながら見守り、育てることが重要である。
- 学校、家庭、地域それぞれの「子どもの発達段階に応じた『C』改革の実践」については、より具体的な取組み指針を示すことが必要である。

(4) 学校、家庭、地域の役割

- 幼児期の子どもの生活は、ほとんど家庭で過ごすなど、発達段階によって、子どもの学校、家庭、地域とのかかわり度合いに違いがあることから、学校、家庭、地域は、発達段階やそのかかわり度合いに応じた役割を果たしていくことが必要である。
- 学校、家庭、地域は、「C」改革の推進にあたり、「子どもの教育」、「コミュニケーション力の育成」、「各主体の連携」という視点から、それぞれ次のような大きな役割を担っており、このことを十分再認識し、果たしていくことが必要である。

① 学校の役割

- 幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校における幼児期から高校生期までの初等中等教育は、子どもがその生涯を生きる基盤を形成するものである。
- 教師が子どもとじっくり向き合いながら、子どもの発達段階に応じたきめの細かい教育と、幼児期から高校まで児童生徒一人一人を見つめていく継続的な取り組みにより、各学校が責任を持って「心の通い合う教育」を実現していく。
- 学校だけでは解決できない課題に対応するため、学校は自ら子どもや教育に関する情報の発信源となり、家庭や地域と連携して、子どもを育てる教育環境づくりを進める。

② 家庭の役割

- 家庭は教育の原点であり、すべての教育の出発点であることをすべての親が再認識し、子どもを育てる最終責任が親にあることを自覚して子どもと接する。
- 一家団らんなど、絶えず子どもと向き合うコミュニケーションにより、子どもの健やかで安定した心を育む。
- 子どもが心身共に健康な状態で登校できるよう心がけながら、学校行事や地域行事への積極的な参画などを通して子どもを中心にした学校、地域との連携を進める。

③ 地域の役割

- 「地域の子どもは、地域で育てる」という理念のもと、学校や子どもに関心を持ち、地域全体で学校や子どもを支援していく。
- 地域の文化や行事を大切にし、子どもたちが地域の様々な人々と出会い、地域の文化、自然と触れ合う機会を創出していく。
- 子どもたちを見守り育てる環境づくり、学校運営や教育活動にも積極的に協力、参画する。

3 「C」改革の実践

(1) 実践の基本方針

- 「C」改革は、学校、家庭、地域がそれぞれに役割を担い、取り組むものであるが、共に子どもたちの教育に携わるという観点から、特に、学校においては、これまで以上に家庭や地域に情報を発信し、学校における教育の現状の理解と信頼を深めながら、「経営」、「授業」、「連携」の視点から一体的に実践し、学校の教育力すなわち学校力の強化に取り組む。
- 各学校においては、「学校の教育目標」のもと、毎年度策定する「学校経営方針」に「C」改革のめざす方向、各発達段階の目標などを反映させるとともに、全教職員が共有し、それぞれの学校の「特性、よさ」を活かした取組みを実践し、また常に検証し、改善しながら主体的に実践する。

(2) 経営の改革

教師が子どもとじっくり向き合うことのできる教育を実現するために、校長の指導力・組織マネジメント力のもと、教師がその有する能力を高め十分発揮するとともに、学校評価の実施等により、学校における教育の質を高める。

① 学校経営の強化

- ・ 時代の要請に応じた学校の使命と役割を十分認識し、将来に向けた展望等に基づく経営の推進
- ・ これまでのよき学校文化を継承するとともに、教師の能力を引き出し、前向きに取り組む校長の指導力・組織マネジメント力の強化

- ・ 業務の精選・見直しやICT化（Information and Communication Technology）の促進等による校務能率の向上を通じた子どもとじっくり向き合える時間の確保
- ・ 一つ一つの実践の成果と課題を全教職員が共有し、手応えや実感をもって学校経営へ参画する意識の醸成
- ・ 教職員間のコミュニケーション強化による連携の強化と同僚性の構築
- ・ 教師と児童・生徒が自由に語り合える学級風土づくり

② 教師の資質向上と核となる教師の育成

- ・ 授業を中心にすえた校内研究会の充実、先輩から後輩への専門性の伝授など同僚性の高い校内体制づくりに向けた職場内訓練（OJT）を重視した研修の実施
- ・ 体験や対話を中心にすえた授業づくりやコミュニケーション力育成のための具体的な指導の充実等目的を明確に、内容を焦点化した研修の実施
- ・ 「心が通い合う」教育を実現するための学級経営のあり方、子どもとの向き合い方等に関する具体的な事例をもとにした研修の充実
- ・ 初任者、5年経験者、10年経験者、中堅教員等教員の教職経験に応じた計画的、体系的研修の実施

③ 学校評価等による教育内容の改善

- ・ 自己評価を基にした学校関係者評価の実施、公表及び地域住民、保護者、教育NPOなどの意見、提案を取り入れた改善に向けたPDCAサイクルの確立
- ・ 子どもや保護者、地域住民の話をよく聴く、教師集団づくり
- ・ 保護者、地域住民に対する学校経営や子どもの学習状況についての丁寧な説明責任（アカウンタビリティ）の遂行

（3）授業の改革

「体験」や「対話」を重視し実感や感動が行き交う中で、基礎的、基本的な知識、技能の習得と思考力、判断力、表現力を高めながら「知識・技能を活用する力」を付ける授業や交流を通して自己の生き方や職業観などを育む授業とするために、子どもを理解した教育を基本とする指導内容や方法の工夫、改善に取り組む。

① 体験や対話を重視し、一人一人の個性や違いを大事にした授業の展開

- ・ 子どもの長所を伸ばす、子どもに得意を持たせるという視点を大切に授業

- ・ 子どもの各発達段階に応じた内容及び指導方法による体験学習や言語活動を取り入れた授業
 - ・ 体験を共有し、子ども一人一人の実感・感動・納得を引き出す授業
 - ・ 子どもの身近にあっても隠れているすばらしい地域資源を再評価し、活用する授業
 - ・ 一人一人の違いや個性を認め、対話を通して、「違い」をもとに考えを深めたり、新たな価値に気付いたりすることができる授業
 - ・ 自分の思いを素直に表現するとともに、友人の話に心を寄せて聴くという活動が連続する学習過程の工夫
 - ・ 体験や対話を取り入れた学習やグループ学習など他者と協同して学ぶ形態の工夫
 - ・ 離れた人・地域との交流、双方向のやり取りといったことを可能とするICTの特性を活用した授業
- ② 対話を核にした協同的な学習を通して「知識や技能を活用する力」を育む授業の展開
- ・ 学習内容や課題を自分の生活や体験とのかかわりでとらえ、相互の見方・考え方を基に多様な視点から解決していく授業
 - ・ 質問や問い返し、対論等相互の見方・考え方が行き交う連続的な「対話」を通して、思考力、判断力、表現力を育む授業
- ③ 体験と交流を通して「いのち」のつながりや自己の生き方に気づく授業の展開
- ・ 他者や社会、自然や文化等に自分の問題として向き合い、主体的にかかわることを通して、「いのち」のつながりに気づき、互いの見方、考え方を話し合う中で「自己の生き方」まで広げ深めていく授業
- ④ 体験と交流を通して「職業観・勤労観」を育む授業の展開
- ・ 学んだことを将来の生き方とかかわらせて価値付けることを大切にした授業
 - ・ 身近な大人や先人の生き方に触れたり、働くことを体験したりすることを通して、人生観や職業観などの醸成を図る授業
 - ・ インターンシップと連動した授業の展開と外部人材の活用
- ⑤ 教科以外の諸活動の実施と参加の促進
- ・ 児童・生徒間、教師と児童・生徒間、児童・生徒と地域との交流を通して、子どもたちのコミュニケーション力の育成に大切な役割を持つ学校行事、特別活動、部活動等の

実施と参加の拡大

- ・ 本の魅力と読み手との交流を楽しめる読み聞かせの工夫などによる仲間との心地よい空間づくり

⑥ 遊びや体験を通して「人」や「もの」とかかわる力を育む幼児教育における活動の展開

- ・ 試行錯誤しながら遊ぶ楽しさや共通の目的が実現する喜びを味わうことができる活動
- ・ 遊びの中で、他の幼児の考えに触れ、新しい考えを生み出す楽しさを味わい、自ら考えようとする気持ちが育つ活動環境の工夫
- ・ 仲間との遊びの中で規範意識やきまりの必要性を実感し、自分の気持ちを調整する力を育てていく活動
- ・ 本物に触れ、五感で感じたことを自由に表現できる体験的な学習活動の充実
- ・ 思いを込めてかかわる心を育むため、自然体験を重視し、日常的、継続的に自然や身近な動植物に親しむことのできる活動環境の工夫

(4) 連携の改革

家庭や地域を巻き込んだ教育環境づくりのために、学校は家庭や地域に対して開かれた学校づくりをめざし、その教育力を提供し、家庭・地域は学校を支援することにより、協働した教育を推進する。特に、幼児期の教育は、多くの部分を家庭が担っていることから、家庭、幼稚園・保育所等、地域の三者が一体となった「幼児共育」の推進に取り組む。

① 学校における実践

- ・ 地域内の「幼・小」間、「小・中」間等の連携の推進
- ・ 「幼・小」連携を推進するための幼稚園教育の重要性に対する教師の理解の促進
- ・ 学校・家庭・地域の連携を主体的に推進するコーディネーターの役割を果たす地域の人材の発掘と推進組織の設置
- ・ 学校が地域や家庭に「お願いしたいこと（啓発）」、「協力してほしいこと（支援）」、「一緒にしたいこと（協働）」を明確にした連携
- ・ 保護者、地域住民等の提案、提言を活かした行事の推進
- ・ 豊かな知識と経験を有する地域の住民やOB教員などの人材の活用及び地域文化等に関わる団体や教育NPO等との連携
- ・ 運動会や文化祭などの学校行事への地域の人々の招待、教師、児童・生徒の地域の行事への積極的な参画による相互理解、互惠関係づくり

- ・ 農業関係者など多様な主体の連携による家庭・学校・地域における食育の推進
- ・ 地域の企業、組織、各種団体と連携した教育活動の展開
- ・ 地域の文化を学校が受け継ぎ、また、学校の文化を地域の文化として振興

② 家庭における実践

【個々の家庭における取り組み】

- ・ 親自身のコミュニケーション力向上と家庭内コミュニケーションの推進
- ・ 子どもたちの基本的な生活習慣の確立に向けたしつけ
- ・ 規則正しい、バランスのとれた食事など家庭における食育の推進
- ・ 絵本の読み聞かせ、読書、家庭学習の習慣化
- ・ 家族の一員としての子どもの「仕事」の分担と協同の作業、活動
- ・ 子どもの生活を乱さないゲーム、携帯電話の選択や使用のルールづくり

【PTAの取り組み】

- ・ PTA活動における保護者と学校の役割を明確にした共に子どもを育む仕組みの整備
- ・ PTA活動における家庭教育を推進する取り組みの重点化
- ・ 親の子どもへの接し方を学ぶ保護者研修会の実施

③ 地域における実践

- ・ 地域の教育NPO団体のさまざまな場面における行政、他団体等との連携の強化、拡大
- ・ 地域活動の拠点となる公民館活動の充実や子育てサークルのネットワーク化などによる地域での子育て支援
- ・ 地域の子どもに関心を持ち、みんなで育てるという意識の醸成と積極的な関わりの実践
- ・ 地域行事や地域文化の伝承活動を通した子どもとの交流を促進
- ・ 「少年自然の家」などを活用した子どもが体験的な学習ができる「場」づくりと学習プログラムの開発
- ・ 登下校の安全など、地域での見守り
- ・ 安心して外遊びできる場所の確保

4 「C」改革を推進するための仕組みづくり

(1) 「やまがた教育『C』改革行動指針」(仮称)の策定

- 「コミュニケーション改革推進会議」などを設置し、学識経験者、学校、PTAなど教育関係者の意見を聞きながら、県民に対して「C」改革の目的、取組み内容を示す行動指針や実践例をまとめたガイドブックの策定などを行いながら、全県あげた改革の推進を図るとともに各学校の自主的取組みを支援する必要がある。
- 県内各地において懇談会を開催したり、市町村教育委員会、学校を訪問したりするなどにより、「C」改革の普及を図る必要がある。

(2) 「C」改革の視点からの教育施策の充実

- これまでの成果や課題を十分踏まえた「少人数教育の再構築」など教師が子どもとじっくり向き合える教育施策を充実する必要がある。
- 「幼・小」間、「小・中」間、「中・高」間等の連携を意識した交流・研修の場の設定や人事交流を実施する必要がある。

(3) 教師の「ゆとり創造」のための施策の充実

- 教師が子どもとじっくり向き合える時間の確保のため、アクションプログラムを策定し、多忙化の解消に向けた各種事業の実施と取組みへの支援を行う必要がある。

【アクションプログラムの取組み方針】

- ・ 県教育委員会は、県立学校教師の負担軽減の取組みを着実に実施、市町村教育委員会やPTA等教育関係団体への取組み実施、協力の要請と支援
 - ・ 市町村教育委員会は、小中学校教師の負担軽減の取組みを着実に実施
 - ・ 学校は、校長を中心に校務運営、教師の業務全般等の見直し。学校とPTA、地域との役割分担を再確認し「外部」の力を積極活用
 - ・ 教師は、自らの業務とその執行方法を常に見直しながら、学校全体の取組みへの積極的な提案
- 学校に退職教員や経験豊かな社会人等を「外部人材」として派遣し、教師をサポートすることが必要である。

- 学校と地域の連携体制を構築するために、学校とボランティアをコーディネートする学校支援地域本部の全県的な活用を進める必要がある。

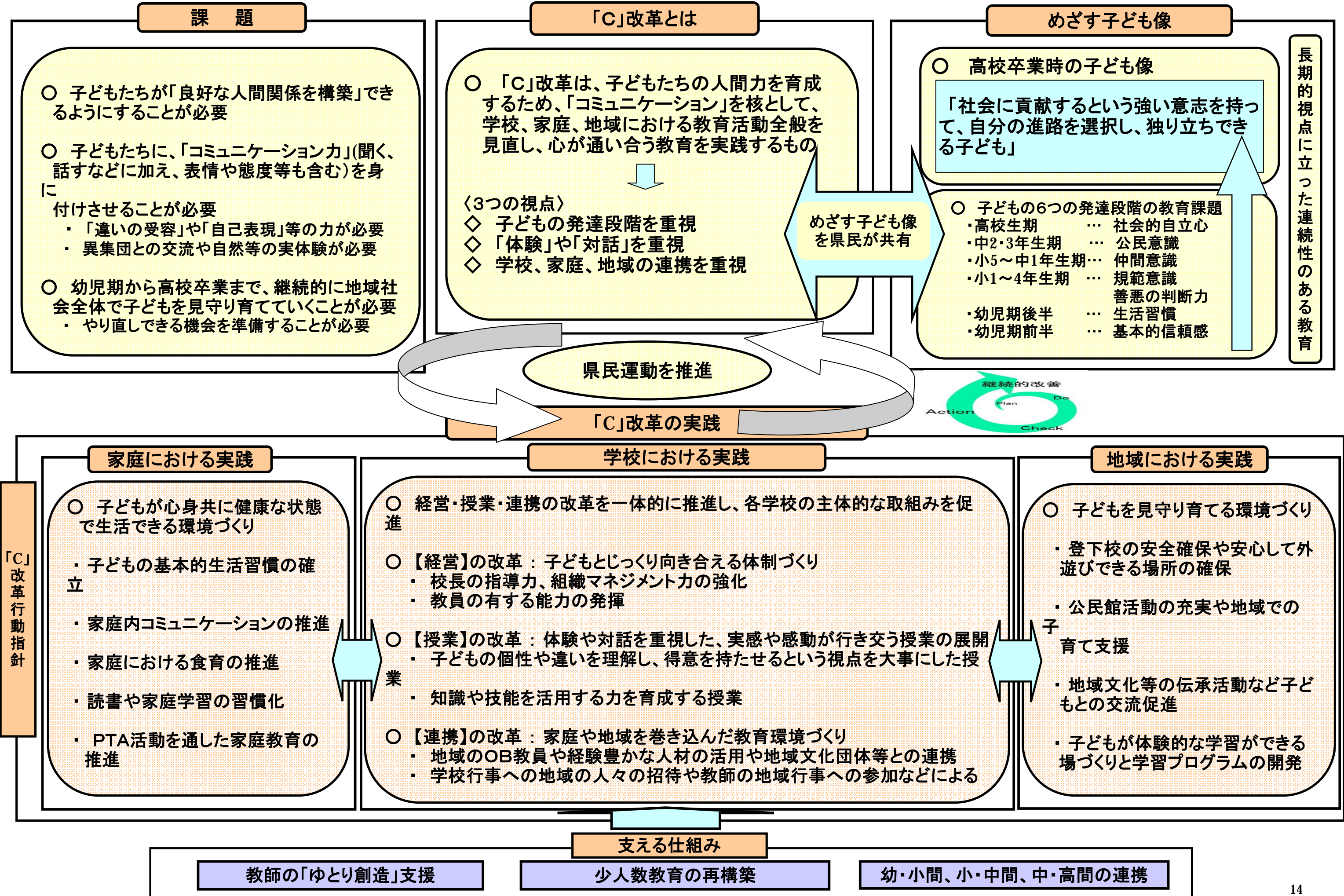
5 推進体制の整備

- 各市町村教育委員会・教育長、市町村長、校長の理解のうえで、協働の仕組みを構築し、意見調整を綿密に行いながら改革を推進する必要がある。
- 「C」改革の推進のため、県教育委員会、各市町村教育委員会、各学校において、それぞれの役割に応じて取り組みを検討、推進する組織を運営する。特に、学校においては校長のリーダーシップにより、全校挙げて、機動的、継続的に取り組む体制を整備する必要がある。
- 地域ぐるみで「C」改革を推進するPTA、NPOを中心とした組織づくりを進める必要がある。
- 教育庁、教育センター、教育事務所、市町村教育委員会の全指導主事等が「共に創る活動」を通して「C」改革を理解し、各学校への助言、支援を行う必要がある。

6 今後の展開

- 山形大学など教育に係る団体等との連携の強化や県教育センターのシンクタンク機能の向上を図りながら、「C」改革の県民運動を展開し、実践の積み重ねにより新たな「教育県やまがた」の教育理論を構築し、『山形教育の新生』を図ることが必要である。
- 学校、家庭、地域が一体となった「C」改革の実践の成果については、子どもの「学ぶ意欲の低下」や「不登校」といった全国的な教育問題の解消に向けた先駆的取組みとして全国に向け、発信していく必要がある。
- 「C」改革を契機に、県民誰もが誇りに思う本県教育を実現するために、県民が一丸となって取り組む「道標」となる「教育憲章」（仮称）の制定などを検討する必要がある。

やまがた教育「C」改革の在り方について（概要図）



やまがた教育コミュニケーション改革推進会議設置要綱

〔目 的〕

第1条 「やまがた教育コミュニケーション改革」(以下「C」改革という。)のあり方及びその推進方策の検討及びその実践を通して、新しい山形の教育理論を構築するために、「やまがた教育コミュニケーション改革推進会議」(以下「推進会議」という)を設置する。

〔役 割〕

第2条 推進会議は、次の事項について検討を行い、教育長に報告するものとする。

- (1) 「C」改革のあり方について
- (2) 市町村との連携など「C」改革の推進方策について
- (3) 「C」改革の県民への普及・啓発方策について
- (4) その他、「C」改革の推進に関することについて

〔委 員〕

第3条 推進会議の委員は、学識経験者、教育関係者等から、教育長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、委嘱した日から報告書が提出される日までとする。
ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

〔組 織〕

第4条 推進会議に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は、委員会を主宰する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故あるときは、職務を代理する。

〔会 議〕

第5条 推進会議は、教育長が招集する。

- 2 本県すべての市町村教育委員会を含めた拡大推進会議を年1回程度開催する。

〔部 会〕

第6条 第2条の3号及び4号の検討を行うために、部会を設置することができる。

- 2 部会の委員及びその運営は、委員長が別途定めるものとする。

〔事務局〕

第7条 推進会議の円滑な運営を図るために事務局を置き、別表に掲げる者を充てる。

〔庶 務〕

第8条 推進会議の庶務は、山形県教育庁総務課教育企画室において処理する。

〔その他〕

第9条 この要綱に定めるほか、推進会議の運営に関し必要な事項は教育長が別に定める。

〔附 則〕 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

やまがた教育コミュニケーション改革推進会議委員

	所 属	役 職	氏 名
委員長	東北芸術工科大学教職課程	教授	片 桐 隆 嗣
副委員長	山形大学地域教育文化学部	准教授	大 村 一 史
委 員	山形新聞社報道部	副部長	武 田 嘉 文
〃	やまがた育児サークルランド	代表	野 口 比呂美
〃	天童東第二幼稚園	副園長	東 谷 慶 昭
〃	マツダミヒロ株式会社	代表取締役	松 田 充 弘
〃	NPO 里の自然文化共育研究所	専務理事	出 川 真 也
〃	県市町村教育委員会協議会教育長会	会長	後 藤 恒 裕
〃	山形県PTA連合会	会長	遠 藤 正 明
〃	山形県幼稚園教育研究協議会	会長	佐々木 司
〃	山形県保育協議会	会長	田 中 芳 晴
〃	県連合小学校長会	会長	千 葉 榮 一
〃	県中学校長会	副会長(兼)幹事長	秋 葉 春 男
〃	県特別支援学校長会	理事	花 輪 敏 男
〃	県高等学校長会	副会長	蒲 生 直 樹

やまがた教育コミュニケーション改革推進会議における検討状況

1 第1回会議

- 期 日 平成20年7月23日(水)
- 場 所 あこや会館 1階ホール
- 報 告 (1)「やまがた教育『C』改革の在り方について」(中間報告)
(平成19年度初等教育コミュニケーション調査研究会)
- 協 議 (1)やまがた教育「C」改革推進会議開催計画について
(2)「やまがた教育『C』改革の在り方」最終報告骨子案について
(3)「やまがた教育『C』改革憲章(仮称)」制定の基本的な考え方について

2 第2回会議

- 期 日 平成20年8月26日(火)
- 場 所 山形県庁 901会議室
- 協 議 (1)「やまがた教育『C』改革の在り方」最終報告素案について
(2)「教師のゆとり創造」に係る負担軽減のための主な方策について

3 第3回会議

- 期 日 平成20年9月24日(水)
- 場 所 山形県庁 1001会議室
- 協 議 (1)「やまがた教育『C』改革の在り方」最終報告素案について

4 第4回会議

- 期 日 平成20年11月4日(火)
- 場 所 あこや会館 1階ホール
- 協 議 (1)「やまがた教育『C』改革の在り方」最終報告案について